

令和8年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和8年9月4日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時26分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美規子	委 員	津 田 晃 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	稲 川 訓 子
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	波多江 誠
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	牧 田 裕 一
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第35号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
改正について
- 日程第2 第36号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改
正する規則
- 日程第3 第37号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する
意見について
- 日程第4 第38号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する
意見について
- 日程第5 第39号議案 令和9年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、津田委員にお願いいたします。

○津田委員 承知いたしました。

◎ 第35号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

◎ 第36号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

◎ 第37号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意
見について

◎ 第38号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意
見について

◎ 第39号議案 令和9年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第35号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2
第36号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、
「日程第3 第37号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意
見について」、「日程第4 第38号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第5号）
（案）に関する意見について」、「日程第5 第39号議案 令和9年度新宿区立幼稚園の学
級編制方針について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第35号議案及び日程第2 第36号議案につ
いて一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第3 第37号議案及び日程第4 第38号議案について一括して説明を受け、審
議を行います。

最後に、日程第 5 第39号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで、皆様にお諮りいたします。

第37号議案及び第38号議案は、令和 8 年第 3 回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第37号議案及び第38号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第37号議案及び第38号議案は非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第35号議案及び第36号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第35号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、介護補償の額及び葬祭補償の額の改定を行うものです。

それでは、第35号議案を御覧いただきまして、1 枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

まず、第13条で規定しております介護補償の額の改定です。第 2 項第 2 号では5,300円の増、第 4 号では2,700円の増とするものでございます。

次に、第27条で規定しております葬祭補償の額の改定です。葬祭補償の額につきましては、一定額に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額と規定しております。当該一定額につきまして、1 万5,000円の増とするものでございます。

次に、附則についてです。

この条例は、令和 8 年11月 1 日から施行いたします。

経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は適用日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた場合については、なお従前の例によること。適用日から施行日の前日までの間に支払われた金額は、改正後の条例に基づく補償

の内払とみなすことを規定してございます。

それでは、議案の１ページ目にお戻りいただきまして、第35号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、介護補償の額及び葬祭補償の額を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第36号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、国や東京都等との制度的均衡を図る観点から、扶養手当上の扶養親族の認定要件について所要の改正を行うものです。

具体的には、大学生年代の扶養親族の所得限度額を年額150万円に引き上げるものです。

それでは、第36号議案を御覧いただき、２枚おめくりいただきますと、新旧対照表ございます。

第７条第２項第１号を御覧ください。

扶養手当の認定要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代の扶養親族について、収入額の合計額を年額150万円以上に改めます。

なお、これまでは一律に年額130万円以上としていたものですが、今回、大学生年代についてのみ、収入限度額を引き上げます。

次に、附則についてです。

この規則は、令和８年10月１日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、令和６年度の条例改正において、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方につきましては、扶養手当が廃止されましたが、令和７年・８年度は特例で扶養手当が維持されております。もっとも、今回の大学生年代の緩和措置については、除外することとする旨、規定しているものでございます。

最後に、議案の一番後ろに特記事項がございますので、そちらを御覧ください。

本議案には、成立要件として特記事項が付されております。本議案に基づく改正は、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案１ページ目にお戻りいただきまして、第36号議案の提案理由です。

国や東京都等との制度的均衡を図る観点から、扶養手当上の扶養親族の認定要件について、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第35号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第35号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第36号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

◎ 第39号議案 令和9年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、第39号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第39号議案 令和9年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

お手元の議案書1枚おめくりいただきまして、学級編制方針を御覧ください。

まず、1の学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名です。

2の学級編制についてでございます。

まず、3歳児の募集につきましては、募集園数は13園13学級で、募集人員は定員数と同様の20名となります。

③は、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、優先して入園ができる規定となっております。

そして④では、募集人員を超える応募があった場合に抽選を行うこと。落選した場合の補欠登録、そしてその抹消に関することを規定しております。

⑤では、補欠登録をした者の入園についてを、⑥は、応募人員が8名未満の場合の学級編制についてをそれぞれ規定しております。

なお、学級編制は、入園承認日の正午時点の応募人員が基準となりますが、花園幼稚園及び戸塚第二幼稚園については、応募人員にかかわらず学級の編制を行うことを規定しております。

次に、4歳児の募集についてです。

募集園数は9園9学級です。こちらは、令和8年度の募集におきまして、余丁町幼稚園、大久保幼稚園、落合第三幼稚園、淀橋第四幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。

②の募集人員につきましては、定員から進級児を除いた人員としております。

③では、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、優先して入園ができるという規定になっております。

④については、応募人員が募集人員を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすること。補欠登録及びその抹消について規定しております。

それじゃ、裏面にお移りいただきまして、⑤では、補欠登録者の入園に関する規定となっております。

次に、5歳児の募集についてです。

募集園数は9園9学級です。こちらは、令和7年度の募集におきまして、牛込仲之幼稚園、大久保幼稚園、落合第三幼稚園、淀橋第四幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。

なお、②の募集人員、③の募集人員を超えた場合の抽選及び補欠登録について、並びに④の補欠登録の入園に関する規定につきましては、4歳児と同様でございます。

続きまして、（４）その他のところでございます。

①では、休園中の園は募集しないこと、②では、入園承認書は令和8年12月7日に各園で配布すること。また、③では、今後、学級編制方針の見直しが必要と認められる状況が生じた場合は、検討を行うことを規定しています。そして④では、進級児の考え方として、令和8年10月15日を基準日として当該園に在園して進級を希望する者とする。⑤では、進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。第39号議案の提案理由でございます。

令和9年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和9年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第39号議案につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○的場委員 御説明ありがとうございます。幼稚園検討協議会を経て、令和9年度新宿区立幼稚園の学級編制方針が明確に示されて、大変安心いたしました。保護者の方たちも、入園に対する懸念が払拭されると思います。

先ほど説明の中で学級編制3歳児募集に関しまして、⑥のところで、花園幼稚園及び戸塚第二幼稚園は、応募人数にかかわらず学級の編制を行うとありますけれども、なぜこの2園が選ばれたのか理由を聞かせていただけますでしょうか。

○学校運営課長 では、こちら必ず学級編制を行う2園を選定した理由についてお答えさせていただきます。

まず、こちらでございますが、幼稚園検討協議会のまとめに園児数が減少する中でも、区立幼稚園が必要であるという観点から、保護者が区立幼稚園を選択することができる環境として、試行的に必ず学級編制をする園を2園程度設定するといったような形でおまとめいただきました。そちらを受けまして、事務局にて選定をさせていただいた中で御提案をさせていただいているものとなります。

まず、花園幼稚園でございます。花園幼稚園は、立地が新宿区中央部にございます。そして、立地的には東西の行き来がしやすい環境となっており、現在は花園の周辺地域以外にも、西新宿の方面からの通園をされている方もいらっしゃいます。そのため、こちらは広く区民が通いやすい園、バランスを考慮しまして選定をさせていただいたものとなります。

また、併設する花園小学校が特別支援学級を併設しているため、こちらの幼小連携の部分、特別支援の観点でも連携が進むことが期待される場所を選定させていただいた理由とさせていただきます。

続きまして、戸塚第二幼稚園でございます。こちらにつきましても、立地が新宿区中央部にあり、東西の行き来のしやすい条件であるところ、また、現在通われている幼児の方々が落合の地域など幅広く地域から通われている実態がございます。そういった点を考慮しまし

て、こちらの花園幼稚園、戸塚第二幼稚園の２園を選定させていただいたという形となります。

○**的場委員** 御説明ありがとうございます。今の質問は、今後も地域の方や保護者の方々から同じ質問が来るとしますので、課長以外も皆さん同じ認識を持って御対応いただければと思っています。

また、募集が始まりましたら、応募人数など進捗状況を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第39号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から何か報告事項はありますでしょうか。

○**教育調整課長** 特にございません。

○**教育長** 以上で報告事項を終了します。

○**教育長** 最後になりますが、このたび古笛委員が９月30日をもちまして任期満了をお迎えになりますので、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**古笛委員** 本日は、定例会は最後になります、９月末まで任期は残っているので、あと少し何か起きない限り、今日でお別れになる方も多いかと思います。本当に私自身、３期の長い間、教育委員として新宿区の子どもたちのためにという教育行政に携わらせていただいて、本当に自分自身よい経験になって、勉強になったと思います。

今後は、区民として外から新宿区の教育を見たいと思いますので、引き続きどうぞよろしくをお願いします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○**教育長** 古笛委員、本当に３期12年という長きにわたりましてありがとうございました。こ

れからもぜひ御指導、御鞭撻いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

◎ 閉 会

○教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 2 6 分閉会